

別表 1

リスク分担表

種 類	内 容	負担者	
		市	指
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
周辺地域・住民及び施設利用者への対応	地域との協調		○
	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応		○
	上記以外	○	
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者の影響を及ぼす法令変更		○
税制度の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運營業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事業による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力(暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他の県又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象)に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	
書類の誤り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
資金調達	経費の支払い遅延(市→指定管理者)によって生じた事由	○	
	経費の支払い遅延(指定管理者→業者)によって生じた事由		○
施設・設備の損傷(※別紙参照)	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
資料等の損傷(※別紙参照)	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
第三者への賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
セキュリティ	警備不備による情報漏えい、犯罪発生		○
事業終了時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間中途における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

※施設・設備及び資料等の損傷については、別表2「リスク分担表附表 修繕実施・負担区分」を参照してください。

別表 2

リスク分担表附表 修繕実施・負担区分

区分	内容	負担区分		負担区分の考え方
		市	指	
建物等	経年劣化によるもので、見積金額およそ20万円以上の修繕	○		大規模な修繕は、所有者である市が行う。
	経年劣化によるもので、見積金額およそ20万円未満の修繕		○	20万円未満は、指定管理者が実施する。
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもので、見積金額およそ20万円以上の修繕	○		大規模な修繕は、所有者である市が行う。
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもので、見積金額およそ20万円未満の修繕		○	20万円未満は、指定管理者が実施する。
	見積金額20万円未満の修繕		○	本来の効用持続年数を維持するための業務として、指定管理者が実施する。
設備等	経年劣化によるもので、見積金額およそ20万円以上の修繕	○		大規模な修繕は、所有者である市が行う。
	経年劣化によるもので、見積金額およそ20万円未満の修繕		○	20万円未満は、指定管理者が実施する。
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもので、見積金額およそ20万円以上の修繕	○		大規模な修繕は、所有者である市が行う。
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもので、見積金額およそ20万円未満の修繕		○	20万円未満は、指定管理者が実施する。
	見積金額20万円未満の修繕		○	本来の効用持続年数を維持するための業務として、指定管理者が実施する。
上記以外の建物、構築物、機械装置、工具器具備品の改築・改造等		○	指定管理者が委託料以外の費用で、サービスの向上や効率的な管理運営のため行う。	

※委託期間のうち計画的に行う修繕は実施計画に記載するものとし、実施計画に記載していない修繕を要する事項が発生した場合は、その都度協議するものとする。